

## 第3回赤穂市総合計画審議会

- 1 日 時 令和2年8月18日(火) 午後1時30分～午後2時55分
- 2 場 所 赤穂市民会館1階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委 員 加藤 明、亀井義明、三木澄代、一瀬貴子、酒井増二、水野 亮、福本俊弘、眞殿としみ、岩崎由美子、勝原建夫、小河尚子、平林恵美、三浦麻子、目木敏彦、尾城大介、平田一典、安田 哲、川西沙紀、水野香保里
  - (2) 事務局 平野市長公室長、澁谷政策担当課長、谷政策担当係長、門口主査  
(株式会社ぎょうせい) 井澤和貴
- 4 会議の概要
  - (1) 開会
  - (2) 会長あいさつ
  - (3) 報告
    - ① パブリックコメントの実施結果について
  - (4) 協議
    - ① 2030赤穂市総合計画(案)に係る答申案について
  - (5) その他
  - (6) 閉会

議 長 定刻になりましたので、ただ今から、第3回赤穂市総合計画審議会を開催いたします。  
本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。  
本日の会議についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長時間の会議とならないように努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆さまには、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
はじめに、委員の出席状況について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 委員数22名のうち、出席者は19名でございます。（委員2名 遅れて出席）

議 長 ありがとうございます。事務局の報告により、過半数に達しておりますので、審議会規則第5条第2項の規程により、会議が成立することを宣言いたします。

議 長 それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。  
開会にあたりまして、私の方から一言ごあいさつ申し上げます。

（会長あいさつ）

議 長 市長より計画案について諮問を受け、委員の皆さまには、各部会に別れて審議を行っていただき、1ヶ月にわたるパブリックコメントを実施しました。  
本日の審議会では、パブリックコメントの実施結果報告と答申案を確定させたいと思っておりますので、委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。  
それでは、3の報告事項に入ります。  
「(1) パブリックコメントの実施結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、次第3の報告事項、パブリックコメントの実施結果について報告させていただきます。  
机上配布しております、「2030赤穂市総合計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果」をお願いします。  
こちらの「2030赤穂市総合計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果」については、8月中に市ホームページ、市役所4階企画政策課政策担当の窓口、各地区の公民館で公表します。  
パブリックコメントの実施結果の概要と、パブリックコメントによって修正した箇所を報告させていただきます。後ほど、委員の皆さまには、ごゆっくり実施結果の方を見ていただけたらと思います。  
7月3日から8月3日までの32日間、パブリックコメントを実施した結果、11名の方から33項目の意見が提出されました。寄せられた意見については、意見の概要として要約して掲載しております。  
パブリックコメントにより修正を行ったのは、全部で4件あります。  
まず1件目、資料1ページの1つ目「社会の潮流に現在進行中の「コロナ禍」について言

及してはどうか。」というご意見に対し、コロナについては「新型インフルエンザ等の新たな感染症」という表現に含んでおりますので、本文の変更は行わず、用語解説に「新型インフルエンザ等」を追加して、説明することとします。

続きまして2件目、資料5ページの下から2つ目、「基本構想の第3章総合計画を推進していくための中で、総合計画におけるSDGs達成に向けた取組の推進の説明にある文言、文章は全体が堅く、わかりにくいいため、簡潔なわかりやすい文章にできないか。」というご意見に対し、ご意見を参考に、資料に掲載しているとおりの修正します。

続きまして3件目、資料16ページの1つ目、「コロナでテレワークが増えてきている、例えば景観の良いところに市営のテレワーク専用マンションを建てるとか、あるいは既存の空き住宅を、テレワークができるよう改装したり、またサテライトオフィスの誘致等、積極的に大都市圏にPRし、若者家族を取り込むようにしてはどうか。」というご意見に対し、基本計画案施策「⑩快適で潤いのある住環境をつくる」の施策の方針2行目空き家対策部分を、より具体的に、資料に掲載しているとおりの修正します。

最後に4件目、資料17ページの1つ目、「トレックウォークとは何か。」というご意見に対し、用語解説に資料に掲載しているとおりの追加します。

修正箇所については、以上でございます。

また、今回のパブリックコメントにおいて、災害対策、産廃問題、観光、歴史文化などについてのご意見、アイデア等が多く寄せられました。寄せられた貴重な意見については、本計画案の変更には反映されないものもありましたが、施策の実施時に参考とさせていただきます。

以上でパブリックコメントの実施結果についての報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

今の説明について、何かございましたらお願いいたします。

(委員1名 遅れて入室)

委員

資料1ページの1つ目、「新型インフルエンザ等の新たな感染症」という表現にするということですが、わざわざ新型インフルエンザにしなくてもよいというか、新型インフルエンザ等にする必然性がなくて、例えば、新型コロナウイルス感染症等でも構わないとか、そちらの方が既に今の社会では耳なじみがよいように思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局

この新型インフルエンザという言葉ですが、一般的には新型インフルエンザ等ということになっておりまして、新型インフルエンザ以外に、未知の感染症、新たな感染症というものも全部含まれておりまして、今後、コロナウイルス以外の新たな感染症、こういうのもあり得るであろうというところで、「新型インフルエンザ等」こちらの言葉で集約させたいと考えまして、「新型インフルエンザ等の新たな感染症」という表現にしております。

委員

「新型インフルエンザ」という表現は、10年前の総合計画でも用いられています。新型

インフルエンザは、現総合計画の策定時に流行したと思いますので、今回策定する総合計画では、現在流行している「新型コロナウイルス」とした方が、分かりやすいのではないかと思います。ですので、先ほど意見が出ましたように、今作っている計画なのだから、今、市民権を得ている言葉の方がいいのかなというふうに私も思います。未知の感染症というのも全部含むということが分かりにくいという懸念から、今の時代に合った表現の方がいいのではないかと考えます。

以上です。

事務局 お手元計画書案の基本計画案施策「⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援」をご覧いただけますか。

施策の展開の項目3、感染症予防の推進の主要な取組の中で、新型インフルエンザ等という言葉については、新型インフルエンザ等対策行動計画という、国であれ、県であれ、市であれ、そういった計画を作っている文言が新型インフルエンザ等という形でまとめられています。ですから、コロナという言葉が浸透していますが、新型インフルエンザ等に含まれているという解釈を市としてはしておりまして、大きな意味では新型インフルエンザ等に全てが集約されているというふうにご理解いただければと思います。

委員 ありがとうございます。それが根拠だということが理解できました。

委員 インフルエンザは、冬になると毎年流行ってますよね。毎年いろんなパターンのインフルエンザが流行るんだけど、その新型というぐらいにしか受け取れなくて、これだけ世界中に新型コロナウイルスが蔓延していることを考えたら、新型コロナウイルスの方が、インパクトが強いと思います。

議長 コロナウイルスという名称にしたときに、行政的に何か不具合は生じますか。

事務局 特に、不具合は生じません。

皆さんのご意見を踏まえて、例えば新型コロナウイルスをはじめとしたであるとか、そういった文言を入れていくなど、検討したいと思います。

事務局 補足ですが、基本計画案施策「⑥市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援」の施策の方針の3行目に、「新型インフルエンザ等さまざまな感染症の流行に備え」とありまして、その前に「新型コロナウイルスなど」という文言の追加、また、施策の展開の中の主要な取組で、コロナウイルスを含めた感染症対策を行っていくなど検討したいと思います。

また、新しい感染症という言葉ですけど、こちらは用語解説に、新型インフルエンザ等を加えると申し上げましたが、その中で「未知の感染症」についても触れていきます。

委員 私は、計画書の中で「さまざまな感染症の流行に備え」と書いてあるので、十分だと思います。

議 長 市民向けのメッセージもありますが、同時に行政的な意味もありますので、両方うまくクリアできればいいのですが。

委 員 新型インフルエンザという単語が引がかかるのであれば、それを削除して先ほど言われてたとおり、未知なウイルスであるとか、そういう表現でまず表記をして、補足で新型インフルエンザ、新型コロナウイルスなどという表記をすればいいのではないかと思います。

事務局 皆さん、ご意見ありがとうございます。  
皆さまのご意見をお伺いしまして、検討させていただきます。

議 長 先ほど申しましたように市民向けのメッセージと、これから10年間、ある意味で締めりのある宣言にもなりますので、行政的な言葉といたしますかね、その辺のことも踏まえて検討するというのでいきたいと思います。

委 員 トレックウォークは何ですかという質問がありましたが、そもそもトレックウォークというのは、トレッキングとウォーキングを合わせた造語でありますから、これはどこが創った言葉なのでしょうか。市民権を得ているのでしょうか。

事務局 こちらについては、担当課のスポーツ推進課に確認しまして、用語解説にあるとおり、トレッキングとウォーキングを合わせた造語を使用しているということで、赤穂市でイベントをするときに造語として使われているということで、他市町村において使われているのかというのは、分からないのですが、赤穂市でやるイベントのときは、赤穂トレックウォークというような形で担当課が使っているということでございます。

委 員 スマホで見ましたところ出てこなかったもので、ひょっとしたらと思ってお伺いしたのですが、非常にローカルな言葉なのですね。

委 員 資料16ページの1つ目、「コロナでテレワークが増えてきている」について、この意見に共感します。

今まででしたら赤穂の若い子たちは赤穂で仕事ができない、働く場がないという理由で、大学で出ていってしまったらそのまま帰ってこないというパターンが多かったのですが、テレワークが増えているということで、本当にこれだったら赤穂に帰ってきて仕事ができるなという実感は若い子たちも持ったのではないかと思うんですね。ですから、すごくこの部分に関しては共感を持ちました。

(委員1名 遅れて入室)

委 員 資料12ページになりますが、自然環境について、結構内容のあるコメントがあるにもかかわらず、回答ですね、もっと具体的なことを示すべきではないかと思います。産廃関係に

ついて、結構具体的な非常に深い考えも示されていますが、市としての考えとするなら、例えば水源保護条例ですか、これがどれぐらい産廃阻止につながるものなのかが全く分かりませんし、これを書いた人はもっと知りたいのではないかと思うんですね。それから、調査・検査等もっと一体的に知りたい、知りたくて書いておられるのじゃないかと思いますが、そういうふうなことが感じられない。もう少しそういうものを込めたものはできないのでしょうか。

事務局      パブリックコメントの回答については、市の考え方として大きな方向性という形で、まとめています。ですので、こういった意見の要約をさせていただいているのですが、例えば産廃に共通しているのは、基本的には皆さん産廃反対というところにはなっていくのですが、あくまで個別に回答ということではなく、似たような同じような意見というのを集約して、それに対して市の考え方を示すこととなります。また、いただいた意見については、事業を実施するときに、参考にさせていただくことになると思います。

委 員      パブリックコメントを提出された人たちは、市の具体的な回答がいずれは示されるということを楽しみにしているんですね。

事務局      そうですね。実際に事業を実施していくときに現れてきますので、個別の意見にそれぞれ回答していくというものではないので、産廃だけにとらわれず、例えば観光であるとか、そういったところでも施策を実施していくときに、意見として取り入れられているというようなことも少しずつ見えたり、現れたりしてくるのではないかと考えます。

委 員      資料12ページの1番下のところですが、「民間事業者による産業廃棄物最終処分場建設計画については、事業者自らの責務として、市民に対し計画内容を十分周知すべきものと考えています。」とありますが、これは全てその計画については、業者が市民に対して責任を持って説明するよということですね。そうすると、市はどのようなスタンスになるのかというのが、これでは不十分かなという気がするのですが。

事務局      こちらにつきましては法律で事業者、産廃設置する事業者は、定められた地区の関係住人等に説明会、説明を実施しなければいけないということなので、こういった回答になっております。

委 員      市は管理責任があるんじゃないですか。

事務局      市は業者に対して、指導・助言というものをどこまで行えるかという権限の範囲にもなってくるのですが、市としては産廃について、設置許可権者ではないんです。皆さんご存知のとおり、兵庫県が設置許可権者になりまして、市としてはどこまで踏み込んで指導・助言ができるかというところもあるのですが、当然何もやらないとかということはありません。今後のことにはなりますが、話が進んでいけば当然いろんな所管が、そういう事業の協議など

で業者と関わると思っていますので、あくまで、法令遵守でどこまでの範囲でということにはなってくるのですが、いろんな担当課がいろんな立場から指導をしていくということになるかと思えます。

委員 先ほどから、産廃の話が出ていますが、今日の会議というのは、10年間の赤穂市のまちづくりの方向性を審議する場ではないのですか。だから、産廃については、この場で話し合うことではないと思うんですが、いかがでしょう。

事務局 産廃問題については、個別の対応は必要です。市民の皆さんが不安に思うのは、市としても感じております。それをどこまで書き入れるのか、先ほど委員がおっしゃられたように、この総合計画については10年間の将来に向けての計画になります。ただ、今関心の高いものの1つとして産廃問題というのが必ず出てきますから、それを先ほど言いましたように県が許可権者であるため、市がどこまでそれを書き加えられるかということが非常に技術的な問題もありまして、この辺りでという落としどころを探さないといけない中で、こういう表記をさせていただいているということでのご理解をいただければと思います。

事務局 補足で、パブリックコメント案の計画書の、基本計画案施策「⑭豊かな自然環境・生活環境を保全する」の施策の方針の中で、計画書なので産廃反対など具体的な書き方というのは当然できないというのがあるのですが、「市民の生命の源である「清流」千種川をはじめとした本市の豊かな自然環境を、将来にわたり守っていくため、水質調査等の環境調査や大気汚染の監視を行います。」という形で、当然ここに含みをおいているところをご理解お願いしたいのですが、今できてない状態でも河川の水質調査であったりとか、常時大気汚染、大気の監視を赤穂市の担当課の方でずっと24時間やっていますし、河川の調査であれば、年数回、千種川だけじゃなくて市内の河川、そういったところも調査をして、今どういった状況でどういった環境なんだというのをずっと何十年もやってきました。そのデータの積み上げもあります。なので、そういったところで、今、赤穂市の環境というのも環境条例というものがありまして、非常に厳しい条例です。全国でもまれに見るぐらい基準が厳しいです。その中で、赤穂市の企業さんも協力していただいて、きれいな赤穂市の環境を保っている状態なんです。なので、そういったところも含みおきして、ここに含んでいるということでご理解いただきたいと思います。

議長 いろいろご意見が出ましたが、事務局で検討してもらおうということでよろしいでしょうか。

議長 次に、4の協議事項に入ります。

去る7月30日に、正副会長・部会長会を開催しまして、「2030赤穂市総合計画（案）に係る答申案」について、これまでの皆さまのご意見をもとに、私と亀井副会長、三木部会長、事務局とで協議をしまして、本計画案の修正を一部行い、答申のかがみと別添の主要意見を作成しました。

この内容を持ちまして、市長に提出いたしたいと考えておりますが、4の協議事項「(1)

2030赤穂市総合計画（案）に係る答申案について」、私に代わりまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「(1) 2030赤穂市総合計画（案）に係る答申案について」ご説明いたします。

机上配布しております「赤穂市総合計画審議会修正一覧」と事前配布しております「2030赤穂市総合計画答申 かがみ（案）」、「2030赤穂市総合計画答申 別添（案）」をお願いします。

「赤穂市総合計画審議会修正一覧」について、こちらは、パブリックコメントにより修正した箇所についての記載と、パブリックコメントとは別に計画案について、もう一度、各担当課において、審議会で出された意見を踏まえて、計画案の全内容の見直しを行い、計画案の修正を7月30日の正副会長会・部会長会において、協議し修正をさせていただいたものをまとめています。

また、この資料に掲載しているページ数は、パブリックコメント実施の計画案のページ数を表記していますので、最初にお配りしている計画案のページ数とは異なっていますが、項目や施策名は変わっていませんので、ご了承ください。

修正一覧表の方で、修正の主な内容をご説明します。

修正の主な内容としましては、3つあります。第1に、見る人が、より分かりやすい具体的な表現になるように、文言の修正・追加などを行いました。第2に、文言の修正、追加により、目標指標を新たに設定したり、目標値の上方（増やす）修正を行いました。第3に、審議会において、出された意見で、当時、反映まではいたらなかった意見について、もう一度、担当課において検討した結果、計画案に反映するように修正させていただきました。こちらについては、出された全部の意見を反映できた訳ではありませんので、その点はご了承くださいと思います。

基本的には、第1、第2の点を中心に修正を行っています。

それでは、一覧表の中から、主なものをいくつかご説明させていただきます。

まず、一覧表の1ページ5番ですが、こちらは、審議会の中で、市民病院の産科の再開を強く主張されていましたが、はっきりと表現として表しておりませんでした。担当課において見直しを行い、施策の展開の主要な取組に、産科医師の確保と産後ケア体制の充実と表現させていただくとともに、市民病院関係の主要な取組を追加して修正を行いました。

同じように、審議会において、出された意見に対して、当時、修正まではいたらなかった意見について、もう一度、担当課において検討した結果、計画案に反映するように修正したものとして、3ページ番号11番の防犯カメラについて、施策の方針の中に防犯カメラの文言を追加し、目標指標も設定をしました。

また、5ページ番号23番では、定住関連の中で、郷土愛の醸成として、子どもたちが安心して学ぶことができる学校づくりを地域と一緒にやっていくという表現を、現状と課題と施策の展開に追加しました。

6ページ番号29番で、人権関係の中で、施策の展開の主要な取組において、新たな感染症やSNSによる誹謗中傷に対する啓発活動を追加しました。これは、コロナもひとつの例

ですが、SNSによって、簡単にあらゆる誤情報や誹謗中傷が拡散され、ひどければ自殺にもつながってしまいますので、その対策として啓発活動を追加しました。同じページ番号25で、子どもの教育部分にも、同じような文言で追加しています。

7ページ番号36番で、将来像について、「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望があふれる活力あるまち」を「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」と標語のように覚えやすい表現となるように修正しました。

以上で、主な修正点についての説明は終わります。

続いて、事前にお配りした答申案かがみと別添の主要意見として、総括意見、個別意見をお願いします。

答申としては、修正した計画案が答申となります。

その答申を、かがみ文書、別添の意見を付して、会長・副会長から市長へ渡していただきます。

別添の総括意見については、審議会全体を通しての総括として、この計画案を実施していくにあたり、特に留意して進めていくようにと5つの項目にまとめています。

1つ目が「審議会が出された意見、計画策定過程での市民の意見を尊重すること」、2つ目が「目標人口42,000人の達成に向けて施策の展開を図ること」、3つ目が「多様性を受け入れる寛容性をもって、尊重し合える共生社会の実現を図ること」、4つ目が「コロナによって、生活スタイルも変化してきているので、新たな発想と柔軟な対応を持って施策の推進を図ること」、5つ目が「法令遵守で公正・公平な行政の推進にあたること」、という5つの項目に分けて、別添の総括意見としてまとめさせていただきました。

続いて、別添の個別意見になります。こちら、個別意見としては、11個に分類して記載しており、審議会を通して出された意見で、計画案で具体的な表現にまでいたらなかったが取り組んでいただきたい施策や、力を入れて取り組んでいただきたい施策をまとめています。

1つ目が「人口減少抑制対策について」、2つ目が「IoT、SNSの活用について」、3つ目が「地域の人材育成について」、4つ目が「地域活力の維持について」、5つ目が「自然環境の保全について」、6つ目が「多文化交流について」、7つ目が「地域医療について」、8つ目が「産業活性化について」、9つ目が「福祉施策と就労施策の融合について」、10個目が「生涯学習について」、11個目が「行財政運営等について」、という形で11個にまとめさせていただきました。

以上、修正した計画案、答申のかがみ(案)、別添(案)の3つをもって答申としたいので、よろしくをお願いします。

答申案についての説明を終わります。

議長

今の別添の資料等々と自然環境の保全とか、いろんな形でここで審議をしてきたことについて、何とか歯止めといいますかね、そういった部分も含まれていることはお分かりになったと思いますが、これについて何かございましたらお願いします。

たくさんの方のいろんなご意見をまとめてあると思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

議 長 改めてお伺いいたしますが、説明いただいた「2030赤穂市総合計画（案）に係る答申案」を本審議会の答申とさせていただいてよろしいですか。

（「はい」という声あり）

議 長 ありがとうございます。  
それでは、本案を本審議会の答申として、牟礼市長に提出させていただきます。  
続きまして、「5のその他」に入ります。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 その他としまして、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。  
今後のスケジュールについてですが、8月21日に会長・副会長から市長に答申を提出していただく予定となっております。  
市では、それを受けまして9月議会に「2030赤穂市総合計画案」の上程を予定しています。そして、議会の議決を得て、本計画が策定に至ったという形になります。  
その後、印刷にとりかかりまして、完成は3月下旬ぐらいになります。委員の皆さまには、完成後、送付させていただきます。  
市民の皆さまには、概要版を作成し、広報あこうと一緒に配布させていただく予定にしています。時期として4月ぐらいを予定しています。  
以上です。

議 長 どういう形で総合計画を市民の皆さんに周知するのかというのは、心配もありましたが、広報あこうと一緒に配布されるのであれば、安心ですね。  
今の説明について、質問がありましたらお願いします。  
ないようですので、第3回赤穂市総合計画審議会を終わりたいと思います。  
これをもちまして、赤穂市総合計画審議会を閉会させていただきます。  
どうもありがとうございました。